

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
ARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
TYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
COUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
NCIL OTARUCITYCOUNCIL  
CIL OTARUCITYCOUNCIL  
ILO TARUCITYCOUNCIL  
LOTARUCITYCOUNCIL  
OTARUCITYCOUNCIL  
TARUCITYCOUNCIL  
ARUCITYCOUNCIL  
RUCITYCOUNCIL  
UCITYCOUNCIL  
CITYCOUNCIL  
ITYCOUNCIL  
TYCOUNCIL  
YCOUNCIL  
COUNCIL  
NCIL  
CIL  
ILO TARUCITYCOUNCIL

令和 2 年  
小樽市議会

第 3 回 定 例 会 議 案

## 目 次

議 案 番 号	件 名	ページ
1	令和2年度小樽市一般会計補正予算	1
2	令和2年度小樽市一般会計補正予算	3
3	令和2年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	6
4	令和2年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	7
5	令和2年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	8
6	令和2年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	10
7	令和2年度小樽市病院事業会計補正予算	11
8	令和元年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	12
9	令和元年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	13
10	令和元年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	14
11	令和元年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	15
12	令和元年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	16
13	令和元年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	17
14	令和元年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	18
15	令和元年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について	19
16	令和元年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	20
17	令和元年度小樽市病院事業決算認定について	21
18	令和元年度小樽市水道事業決算認定について	22
19	令和元年度小樽市下水道事業決算認定について	23

20	令和元年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	24
21	令和元年度小樽市簡易水道事業決算認定について	25
22	小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案	26

令和 2 年度小樽市一般会計補正予算

令和 2 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 828,326 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 72,903,700 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第 3 条 市債の追加は、「第 3 表 市債補正」による。

令和 2 年 9 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国庫支出金		千円 25,332,537	千円 169,520	千円 25,502,057
	2 国庫補助金	14,911,140	169,520	15,080,660
18 道支出金		3,545,462	50,000	3,595,462
	2 道補助金	422,826	50,000	472,826
21 繰入金		1,627,299	57,606	1,684,905
	2 基金繰入金	1,562,868	57,606	1,620,474
23 諸収入		2,491,201	500,000	2,991,201
	3 貸付金元利収入	2,071,580	500,000	2,571,580
24 市債		5,331,500	51,200	5,382,700
	1 市債	5,331,500	51,200	5,382,700
歳入合計		72,075,374	828,326	72,903,700

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 2,054,981	千円 128,326	千円 2,183,307
	1 総務管理費	1,746,590	128,326	1,874,916
7 商工費		3,499,582	700,000	4,199,582
	1 商工費	3,499,582	700,000	4,199,582
歳出合計		72,075,374	828,326	72,903,700

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
教育委員会庁舎等改修工事費	令和3年度	千円 45,252

第3表 市債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等施設整備事業費	千円 51,200	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

令和 2 年度小樽市一般会計補正予算

令和 2 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 767,462 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73,671,162 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第 4 条 市債の変更は、「第 4 表 市債補正」による。

令和 2 年 9 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		千円 13,810,900	千円 466,000	千円 14,276,900
	2 固定資産税	6,222,300	453,400	6,675,700
	7 都市計画税	1,084,400	12,600	1,097,000
12 地方特例交付金		51,700	6,444	58,144
	1 地方特例交付金	51,700	6,444	58,144
13 地方交付税		15,043,000	△234,787	14,808,213
	1 地方交付税	15,043,000	△234,787	14,808,213
17 国庫支出金		25,502,057	436,271	25,938,328
	2 国庫補助金	15,080,660	436,271	15,516,931
18 道支出金		3,595,462	14,482	3,609,944
	1 道負担金	2,888,828	21	2,888,849
	2 道補助金	472,826	14,461	487,287
20 寄附金		32,647	36,969	69,616
	1 寄附金	32,647	36,969	69,616
21 繰入金		1,684,905	18,889	1,703,794
	2 基金繰入金	1,620,474	18,889	1,639,363
22 繰越金		1	140,325	140,326
	1 繰越金	1	140,325	140,326
23 諸収入		2,991,201	10,675	3,001,876
	4 雑入	374,610	10,675	385,285
24 市債		5,382,700	△127,806	5,254,894



	1 市	債	5,382,700	△127,806	5,254,894	
歳	入	合	計	72,903,700	767,462	73,671,162

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		258,489	7,500	265,989
	1 議 会 費	258,489	7,500	265,989
2 総 務 費		2,183,307	294,657	2,477,964
	1 総 務 管 理 費	1,874,916	283,712	2,158,628
	3 戸 籍 住 民 基 本 費 台 帳 費	159,159	10,945	170,104
3 民 生 費		36,844,103	64,257	36,908,360
	1 社 会 福 祉 費	23,553,823	10,850	23,564,673
	2 児 童 福 祉 費	5,169,415	51,169	5,220,584
	3 生 活 保 護 費	7,966,333	660	7,966,993
	5 民 生 施 設 費	150,980	1,578	152,558
4 衛 生 費		4,950,871	59,500	5,010,371
	1 保 健 衛 生 費	2,199,245	5,000	2,204,245
	2 保 健 所 費	640,449	54,500	694,949
5 労 働 費		98,061	933	98,994
	1 労 働 諸 費	98,061	933	98,994
6 農 林 水 産 業 費		133,250	4,000	137,250
	2 水 産 業 費	13,787	4,000	17,787
7 商 工 費		4,199,582	19,738	4,219,320
	1 商 工 費	4,199,582	19,738	4,219,320
8 土 木 費		5,630,946	△6,901	5,624,045
	4 都 市 計 画 費	1,208,746	3,000	1,211,746
	5 住 宅 費	59,789	△21,151	38,638

	6 港 灣 費	1,419,318	11,250	1,430,568
9 消 防 費		1,026,212	72,511	1,098,723
	1 消 防 費	1,026,212	72,511	1,098,723
10 教 育 費		3,466,807	181,104	3,647,911
	1 教 育 總 務 費	111,440	1,398	112,838
	2 小 学 校 費	1,316,100	57,505	1,373,605
	3 中 学 校 費	1,022,363	49,007	1,071,370
	4 学 校 給 食 費	393,336	19,895	413,231
	5 社 会 教 育 費	474,924	55,813	530,737
	6 社 会 体 育 費	148,644	△2,514	146,130
12 諸 支 出 金		483,004	70,163	553,167
	2 財 政 調 整 基 金 費	943	70,163	71,106
歲 出 合 計		72,903,700	767,462	73,671,162

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	観光資源活用等 共同研究事業費	千円 4,400
商工費	商工費	観光誘致 プロモーションビデオ 制作事業費	15,000
消防費	消防費	新型コロナウイルス 感染症等患者移送 車両整備事業費	50,231
教育費	小学校費	学校生活環境改善 整備事業費	18,478
	中学校費	学校生活環境改善 整備事業費	15,608

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
戸籍除附票データ整備事業費	令和3年度	千円 39,000

第4表 市債補正

(変更)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
臨時財政対策債	千円 1,256,000	千円 1,128,194

令和 2 年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和 2 年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 156,864 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,913,661 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 道 支 出 金		千円 10,688,788	千円 35,331	千円 10,724,119
	1 道 補 助 金	10,688,788	35,331	10,724,119
3 財 産 収 入		157	17	174
	1 財 産 運 用 収 入	157	17	174
5 繰 越 金 (従来の5款を6款 に改める。)		—	121,516	121,516
	1 繰 越 金	—	121,516	121,516
歳 入 合 計		13,756,797	156,864	13,913,661

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 356,121	千円 4,870	千円 360,991
	1 総 務 管 理 費	356,121	4,870	360,991
6 基 金 積 立 金		157	32,361	32,518
	1 基 金 積 立 金	157	32,361	32,518
7 諸 支 出 金		7,500	119,633	127,133
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,500	30,461	37,961
	2 返 還 金	—	89,172	89,172
歳 出 合 計		13,756,797	156,864	13,913,661

令和 2 年  
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 4 号

令和 2 年度小樽市住宅事業特別会計補正予算

令和 2 年度小樽市の住宅事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「別表 歳入予算補正」による。

令和 2 年 9 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 32,942	千円 △ 21,151	千円 11,791
	2 一般会計繰入金	29,371	△ 21,151	8,220
5 繰越金 (従来の5款を6款に、6款を7款に改める。)		—	21,151	21,151
	1 繰越金	—	21,151	21,151
歳入合計		817,376	—	817,376



令和 2 年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和 2 年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 229,115 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,970,912 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

## 別表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 3,800,718	千円 12,710	千円 3,813,428
	1 国庫負担金	2,494,628	6,052	2,500,680
	2 国庫補助金	1,306,090	6,658	1,312,748
3 支払基金交付金		3,825,254	8,161	3,833,415
	1 支払基金交付金	3,825,254	8,161	3,833,415
4 道支出金		2,046,962	6,494	2,053,456
	1 道負担金	1,938,606	5,936	1,944,542
	2 道補助金	108,356	558	108,914
5 財産収入		320	107	427
	1 財産運用収入	320	107	427
7 繰越金 〔従来の7款を8款 に改める。〕		—	201,643	201,643
	1 繰越金	—	201,643	201,643
歳 入 合 計		14,741,797	229,115	14,970,912

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		千円 56,348	千円 217,771	千円 274,119
	1 基金積立金	56,348	217,771	274,119
5 諸支出金		5,100	11,344	16,444
	1 償還金及 還付金加算 金	5,100	11,344	16,444
歳 出 合 計		14,741,797	229,115	14,970,912

令和 2 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

令和 2 年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 47,408 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,259,263 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 越 金 〔従来の3款を4款 に改める。〕		千円 —	千円 41,220	千円 41,220
	1 繰 越 金	—	41,220	41,220
4 諸 収 入		31,069	6,188	37,257
	2 償 還 金 及 び 算 入 金	2,000	4,620	6,620
	4 雑 入	2,738	1,568	4,306
歳 入 合 計		2,211,855	47,408	2,259,263

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 79,180	千円 1,568	千円 80,748
	1 総 務 管 理 費	72,364	1,568	73,932
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		2,130,175	41,220	2,171,395
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	2,130,175	41,220	2,171,395
3 諸 支 出 金		2,000	4,620	6,620
	1 償 還 金 及 び 算 入 金	2,000	4,620	6,620
歳 出 合 計		2,211,855	47,408	2,259,263

令和 2 年度小樽市病院事業会計補正予算

第 1 条 令和 2 年度小樽市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 2 年度小樽市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

( 科 目 )	( 既 決 予 定 額 )	( 補 正 予 定 額 )	( 計 )
	収	入	
第 1 款 病院事業収益	11,984,626 千円	225,436 千円	12,210,062 千円
第 2 項 医業外収益	767,459 千円	5,436 千円	772,895 千円
第 4 項 特別利益	200 千円	220,000 千円	220,200 千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	12,463,874 千円	225,436 千円	12,689,310 千円
第 1 項 医業費用	11,991,511 千円	5,436 千円	11,996,947 千円
第 4 項 特別損失	5,578 千円	220,000 千円	225,578 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 902 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,092 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 192,692 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 171,129 千円」に、「一時借入金 71,822 千円」を「一時借入金 93,195 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

( 科 目 )	( 既 決 予 定 額 )	( 補 正 予 定 額 )	( 計 )
	収	入	
第 1 款 資本的収入	832,331 千円	91,071 千円	923,402 千円

第3項	道補助金	一千円	91,071千円	91,071千円
-----	------	-----	----------	----------

	支		出	
--	---	--	---	--

第1款	資本的支出	1,097,747千円	91,071千円	1,188,818千円
-----	-------	-------------	----------	-------------

第1項	建設改良費	433,338千円	91,071千円	524,409千円
-----	-------	-----------	----------	-----------

令和2年9月1日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和元年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和元年度小樽市一般会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉



令和 2 年  
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 9 号

令和元年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について  
会計管理者から令和元年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算が別冊  
のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委  
員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 2 年  
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 0 号

令和元年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和元年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 2 年  
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 1 号

令和元年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和元年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 2 年  
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 2 号

令和元年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
会計管理者から令和元年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算が  
別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監  
査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 2 年  
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 3 号

令和元年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和元年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 2 年  
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 4 号

令和元年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
会計管理者から令和元年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算が別冊  
のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委  
員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 2 年  
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 5 号

令和元年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和元年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和元年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和元年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉



令和 2 年  
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 7 号

令和元年度小樽市病院事業決算認定について

病院事業管理者から令和元年度小樽市病院事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 2 年  
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 8 号

令和元年度小樽市水道事業決算認定について

公営企業管理者から令和元年度小樽市水道事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 2 年  
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 9 号

令和元年度小樽市下水道事業決算認定について

公営企業管理者から令和元年度小樽市下水道事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 2 年  
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 2 0 号

令和元年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について

令和元年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算を別冊のとおり作成したので、  
地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議  
会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 2 年  
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 2 1 号

令和元年度小樽市簡易水道事業決算認定について

令和元年度小樽市簡易水道事業決算を別冊のとおり作成したので、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

小樽市建築基準法施行条例（昭和 4 3 年小樽市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 9 条の 5 を第 5 9 条の 6 とする。

第 5 9 条の 4 中「（令第 1 2 8 条の 4 第 4 項に規定する内装の制限を受ける調理室等を除く。次条において同じ。）」を削り、同条を第 5 9 条の 5 とし、第 5 9 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（避難上の安全の検証を行う区画部分に対する制限の特例）

第 5 9 条の 4 令第 1 2 8 条の 6 第 1 項に該当する区画部分（同項に規定する区画部分をいう。）については、第 2 2 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定中令第 1 2 8 条の 4 第 4 項に規定する内装の制限を受ける調理室等に係る部分を除く。次条及び第 5 9 条の 6 において同じ。）の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、建築基準法施行令の一部改正に伴い、避難上の安全性が検証された建築物の区画部分に係る内装の制限を緩和する規定を新設するとともに、所要の改正を行うためであります。

動産の取得について

次の物品を取得する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 物 品 名 教育（児童・生徒）用端末機
- 2 取得価格 2億3,990万2,261円
- 3 取 得 先 札幌市北区北7条西2丁目8番地1  
リコージャパン株式会社販売事業本部北海道支社公共営業部



小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

小樽市議会議員	丸	山	晴	美
同	酒	井	隆	裕
同	高	野	さ	くら
同	小	貫		元
同	川	畑	正	美

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から38年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、2017年7月7日核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、核兵器禁止を明文化した条約が制定された。しかし、核保有国が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持ち込みを容認する核密約の存在、加えて在日米軍の再編が更に強化される動きがある中で、小樽港や近隣港への相次ぐ米国艦艇の寄港は、今後の小樽港の軍事利用の危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

#### (目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、令和2年11月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。